安心生活創造事業3原則について

逗子市



原則1

基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

(1)人の把握

ゾーン内の民生委員より紹介をしてもらう ゾーン内の自治会及び自治会役員より紹介してもらう ゾーン内自治会回覧により、自主的にサービス希望者を募る 市及び社協サービス利用者に個々に案内を行う

一番把握しているのはご近所。 ご近所情報より、 もれのない人の把握体制を目指したい。

(2)ニーズの把握

上記 ~ にて把握した人に、地区担当職員より戸別訪問を実施

原則2



(1)カバー体制

ご近所のボランティア(訪問員)により、自然な見守りや手助けができる環境をゾーン内に作る

自治会町内会・民生委員児童委員と連携し、地域の中で懇談会等を実施し、その地域にあったカバー体制を模索する。

訪問員を募集し、グループ化する。

訪問員研修(傾聴・個人情報保護・緊急時対応等)を実施しながら、 地域にて出前講座等を実施し、訪問員を増やしていく。

訪問員・自治会・民生委員児童委員(地域特性に応じて参加者は変化する)と見守り情報交換会を定期的に実施し、新たなニーズや必要と思われる人などを出し合う体制を作る。

最終的に地域にて自然に見守りができるように、少しずつ役割を住 民にバトンタッチしていく。



原則3

それを支える安定的な地域の自主財源確保に取組む

(1)福祉のまちづくり応援募金箱の実施

・神奈川県共同募金会逗子市支会名義の募金箱を、市内コンビニ・居 酒屋・スーパーなどにて実施。定期的に回収して多少の自主財源を 得たい

(2)共同募金・社協会費のあり方検討

·共同募金及び社協会費のあり方を検討し、将来的に安定した自主財 源が得られるよう模索する。

(3)新たな自主財源確保への検討

・現在のその他の案として、スポンサー募集、物品販売などを検討中。